

安全保障理事会

配布：一般

2018年6月1日

原文：英語

アメリカ合衆国：決議案

安全保障理事会は、

ハマスのテロリスト組織により引き起こされたガザにおける暴力の段階的拡大について懸念を表明し、

武力紛争における文民の保護に関する安保理諸決議もまた想起しそして武力紛争の状況における文民、一般住民または民用物を攻撃しないという義務を強調し、

人命の損失および罪のない文民を危険にさらすことを憂慮し、

全ての当事者は、適用可能な場合、国際人道法および人権法を含む、国際法の下での自らの義務を遵守しなければならないことを強調し、

特に、2018年3月30日以降、ハマスのテロリスト組織により引き起こされた、暴力と緊張の段階的拡大および状況の悪化について安保理の深刻な懸念を表明し、

ハマスのテロリスト組織により引き起こされた、テロ行為を含む、文民に対する暴力のあらゆる行為、並びに挑発、扇動および破壊のあらゆる行為を非難し、

平和的な集会および抗議、表現の自由と結社の自由に対する権利を再確認し、

ガザ地区における酷い人道的危機の激化を憂慮しそしてこの危機に対する持続可能な解決を達成する必要性を強調し、

武力紛争が、難民や避難民としてを含む、女性と子どもに対する、並びに障がい者や高齢者を含む、特に脆弱性を有する可能性のあるその他の文民に対する特別な影響を強調し、そして文民の保護を更に強化する安全保障理事会と加盟国の必要性を強調し、

両当事者により合意されたイスラエル・パレスチナ紛争の永続的解決に対する安保理の公約を想起し、

安全なまた国際的に承認された国境の範囲内で平和裏に暮らす同地域における全ての国家の権利を再確認し、

1. 民間の社会資本に損害を与えまた 2014 年以降ガザからの最大の攻撃だった、2018 年 5 月 29 日のイスラエルの共同体に向けたガザにいるパレスチナ過激派による無差別のロケットの発射を最も強い文言で非難する。

2. ハマス、パレスチナ・イスラム聖戦機構およびガザにおけるその他の戦闘的な集団は、国境の壁に沿ったものを含む、あらゆる暴力的な活動と挑発的な行動を止めることを、そして自らの行動を通して文民を危険に晒すことを止めることを要求する。

3. 当該資源が一般住民の必要性に向けられていたかもしれない場合、イスラエルに潜入させるためのトンネルとロケットを発射するための装備を含む、軍事的な社会資本を建設するため、ハマス、パレスチナ・イスラム聖戦機構およびガザにおけるその他の集団による資源の流用を非難する。

4. 全ての加盟国は、ガザにおける戦闘的な集団に対するロケット攻撃のために使われ得る兵器またはその他の軍需品を提供することを慎むことを要求する。

5. 一般住民の保護に関するものを含む、国際人権法および国際人道法に対する全ての当事者による十分な尊重を求め、そして文民の安全と福祉を確保した文民の保護を確保し、並びに全ての違反に対する説明責任を確保するため、適切な措置を講じる必要性をくり返し表明する。

6. 暴力を挑発した民間人の生命を危うくし得るハマスなどのガザにおけるテロリスト集団によ

るあらゆる行動を憂慮し、そして彼らに対し、抗議は、平和的なままであることを確保することを求める。

7. 直ぐの、恒久的なそして十分に尊重された停戦を確保するための緊急の措置を求める。

8. ガザにおける全ての当事者による最大限の自制と平静さの行使と状況を安定させるためのそしてハマスを含み、ガザにおけるテロリスト組織により引き起こされた現場での否定的な傾向を後戻りさせるための直ぐのまた重要な措置の必要性を求める。

9. ガザにおける全ての当事者が、一般住民に対する妨害のないアクセスを許可しそして促進するため医療要員と人道要員と協力することを要求し、医療要員と人道要員に対して向けられたあらゆる形態の暴力と脅迫の停止を求め、そしてガザの人々のための食糧と燃料の提供を深刻に妨害していたガザにおける関係者によるケレム・シャローム検問所の破壊について深刻な懸念を表明する。

10. エジプトの仲介努力の支援を含む、パレスチナ内の和解に向けた確実な措置、およびパレスチナ当局の下でのガザ地区と西岸を再統合しそしてガザ地区における効果的なその機能を確保する具体的な措置を奨励する。

11. 関係する協力機関と協力して、状況を直ちに段階的に縮小しそしてアドホック連絡委員会により是認された事業の実施を通したものを含めて、緊急の社会資本、人道的、そして経済的開発の必要性に対処するための努力において、支援する、事務総長と中東平和過程担当国際連合特別調整官による更なる関与を歓迎しまた促す。

12. 事務総長に対し、現在の状況を調査しそして可及的速やかに、ただし本決議の採択から遅くとも 60 日以内に、扇動のために抗議者を使っているまた過去 90 日以内にその他の暴力行為を実施しているハマスのテロリスト集団について、将来におけるそのような衝突を防止する目的で、書面による報告書を提出することを要請する。

13. この問題に引き続き取り組むことを決定する。